

米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策に関する意見書

BSE（牛海綿状脳症）発生以来、政府は全頭検査や特定危険部位の除去、肉骨粉の焼却など適切な対策を実施し、また、米国政府に対しては日本と同水準の検査を要求し、輸入停止の措置をとるなど、安全対策を最優先してきました。

ところが、政府は20カ月齢以下の牛を全頭検査の対象から除外することを決め、米国産牛肉の輸入再開に向けた動きを進めています。

しかし、国内でも変異型クロイツフェルト・ヤコブ病を原因とする死者が発生しており、BSEの発生原因も科学的に十分解明されておらず、依然としてBSEに対する国民の不安が続いています。

しかも、米国において、と畜される牛でBSE検査を行っているのは、全体の1%以下にすぎず、月齢判定を目視で行うなど、十分な安全管理を行っているとはいえません。また、特定危険部位の除去、飼料規制、生産・流通履歴が不明確であるなど、日本に比べて不十分な対策のままです。そうした中で全頭検査の見直しや米国産牛肉等の輸入再開は、食の安全にとって重大な問題であり、国民に食に対する不安を強く与えるものであります。

よって、政府におかれては、食の安全を最優先し、次の事項の実現を強く要望します。

- 1 米国産牛肉は、検査体制や特定危険部位の除去、飼料規制、生産・流通履歴が不明確であるなどBSE対策が不十分なため、拙速な輸入再開を行わないこと。
- 2 国内のBSE対策については、万全な安全対策を実施するとともに、各地方自治体で行う全頭検査に対して、財政措置を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年7月15日

長岡市議会議長 大地正幸

（あて先）

内閣総理大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、食品安全担当大臣